

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	媒介等の業務を行う者に対する届出義務の導入		
担当部局	総務省総合通信基盤局事業政策課	電話番号:03-5253-5978	e-mail:kaisei2018-zigyohou@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	平成31年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>電気通信役務の内容、提供条件等は競争の進展、技術の進歩等により多様化・複雑化が進んでいるところ、電気通信役務の提供に関する契約の締結事務は電気通信事業者が自ら行うのではなく媒介等業務受託者(※1)(いわゆる販売代理店)を通じて行うことが一般的となっていることから、利用者の利益の保護に当たって媒介等業務受託者の適正な業務の確保の重要性は電気通信事業者と同等程度に増大している。(※2)</p> <p>※1 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その者から委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)をいう。 ※2 2017年度に総務省及びPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に寄せられた苦情相談に基づく総務省の分析によれば、苦情相談の要因となった販路等としては、携帯電話(MNO)についてはキャリアショップや量販店等の「店舗販売」(46.3%:「不明」を除いた場合は83.3%)が、FTTHサービスについては「電話勧誘」(56.3%:「不明」を除いた場合は72.0%)という販売形態が、それぞれ高い比率となっており、販売代理店に起因した苦情相談が多く生じている。</p> <p>他方、媒介等業務受託者を総務大臣が直接に把握する手段がなく、これは総務大臣による適切な監督に支障を生じさせるため、規制を実施しない場合には将来にわたって利用者の利益が十分に保護されない可能性がある。 以上のような状況をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>ベースラインのとおり、媒介等業務受託者の適正な業務運営の重要性が増大している中で、その監督を行う総務大臣が当該媒介等業務受託者を把握するに当たって、現在は一部の電気通信事業者(携帯電話サービス、FTTHサービス等を提供する者のうち契約者数1万以上の者)からの間接的な手段により把握しているところ、媒介等業務受託者の業務運営に問題があった場合に、総務大臣が迅速かつ正確に必要な措置を講ずることができないこと、及び媒介等業務受託者がその媒介等の業務を他の媒介等業務受託者に再委託を行うことで、複数段階にわたる委託が常態化しており、委託元である電気通信事業者においても末端まで含めた媒介等業務受託者を全て把握するのが困難となっていることが課題であり、現行法において媒介等業務受託者を総務大臣が直接、正確・網羅的・迅速に把握するための制度が設けられていないことがその発生原因である。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>媒介等業務受託者を総務大臣が直接、正確・網羅的・迅速に把握するには、媒介等業務受託者に対する事前届出義務の導入が必要であるため「規制」手段を選択した。</p>		
想定される代替案	<p>【代替案1】</p> <p>媒介等業務受託者に委託を行う電気通信事業者に対し、媒介等業務受託者に関する事項について届出義務を課す</p>		
規制の費用	当該規制の場合	代替案1の場合	
	(遵守費用)	本届出制度には欠格事由がなく、届出書類の形式要件を満たせば足りることから、届出に関して媒介等業務受託者に発生する事務作業は限定的であり、したがって、本件規制の導入による遵守費用は限定的である。	媒介等業務受託者に委託を行う電気通信事業者に対し、媒介等業務受託者に関する事項について届出義務を課す場合、複数段階の委託が行われることが多い媒介等業務受託者の届出事項の状況を常に末端まで含めて委託元の電気通信事業者が把握するための事務的経費が生じる。また、媒介等業務受託者への委託状況に変動が生じる度に、電気通信事業者に変更届出に係る事務的経費が発生することとなる。
	(行政費用)	本届出制度には欠格事由がなく、届出書類の形式要件を確認すれば足りることから、届出の受理についての行政の事務作業は限定的であり、したがって本件規制の導入による行政費用は限定的である。	媒介等業務受託者への委託状況に変動が生じる度に、電気通信事業者からの変更届出を受理する行政の事務作業は発生するが、届出書類の形式要件を確認すれば足りることから、届出の受理についての行政の事務作業は限定的であり、したがって本件規制の導入による行政費用は限定的である。
規制の効果(便益)	当該規制の場合	代替案1の場合	
	(直接的効果(便益))	媒介等の業務を行う者に対する事前届出義務が導入された場合には、総務大臣が媒介等業務受託者を正確・網羅的・迅速に把握し、その業務運営に問題があった場合に行政指導、業務改善命令等の必要な措置を講ずることが可能となり、各媒介等業務受託者の業務の適正化を通じて、電気通信役務の利用者が自らのニーズに適合したサービスを適切に選択し、安心して電気通信役務の提供を受けられる環境が確保されることが期待される。	媒介等業務受託者に委託を行う電気通信事業者に対し、媒介等業務受託者に関する事項について届出義務を課す場合、総務大臣が媒介等業務受託者を正確・網羅的・迅速に把握し、その業務運営に問題があった場合に行政指導、業務改善命令等の必要な措置を講ずることが可能となり、各媒介等業務受託者の業務の適正化を通じて、電気通信役務の利用者が自らのニーズに適合したサービスを適切に選択し、安心して電気通信役務の提供を受けられる環境が確保されることが期待される。
	(副次的・波及的な影響)	媒介等の業務を行う者に対する事前届出義務の導入により総務大臣と媒介等業務受託者との間の直接的な関係構築やその関係を通じた利用者保護に関する規制についての情報提供や普及啓発が可能となり、こうした取組を通じて媒介等業務受託者の業務の適正化が進むことが期待される。	媒介等業務受託者に委託を行う電気通信事業者に対し、媒介等業務受託者に関する事項について届出義務を課す場合、総務大臣が媒介等業務受託者を正確・網羅的・迅速に把握することにより、利用者保護に関する規制についての情報提供や普及啓発が可能となり、こうした取組を通じて媒介等業務受託者の業務の適正化が進むことが期待される。
費用と効果(便益)の関係	上記のとおり、本件規制の導入により、遵守費用及び行政費用として一定の費用が発生するものの、その規模は限定的と見込まれる。他方、本件規制が導入された場合には、媒介等業務受託者の媒介等の業務が適切に行われることをもって、利用者の利益が確保されることが期待される。以上から、本件規制により得られる便益に比して、発生する費用は限定的であることから、本件規制の導入は妥当と考えられる。		
代替案との比較	媒介等業務受託者に関する事項についての届出義務を媒介等業務受託者に委託を行う電気通信事業者に対して課すことも考えられるが、複数段階の委託が行われることが多い媒介等業務受託者の届出事項の状況を常に末端まで含めて委託元の電気通信事業者が把握するための事務的経費が生じるとともに、その状況に変動が生じる度に、電気通信事業者に変更届出に係る事務的経費が発生することとなることから、それらが発生しない採用案が妥当である。		
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>「規制改革推進に関する第4次答申」(平成30年11月19日 規制改革推進会議)において、媒介等業務受託者に対する適切な規制の速やかな整備が必要である旨が示され、また「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(平成31年1月17日 モバイル市場の競争環境に関する研究会、ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG)(※)において、媒介等業務受託者について行政が直接把握するための必要最小限の制度として届出制の導入が必要である旨が示されたことを踏まえ、今回の改正を行うものである。</p> <p>※ 利害関係者を含み、広く一般からの意見募集(平成30年11月28日から同年12月18日まで)を行った結果を踏まえ、取りまとめられたもの。</p>		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>改正法の施行後3年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>各媒介等業務受託者の業務が適切に運営されているかを評価するため、総務省及びPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に寄せられている苦情・相談等の状況を確認する。</p>		
備考			